

「年内に成立見通しの中小企業金融円滑化法案をにらみ、首都圏の地域金融機関が対策に動き始めた。組織の新設や週末の相談窓口開設などが中心で、円高の進行もあって年末の資金需要期は例年以上に慌ただしくなりそうだが、中小企業の間では「返済猶予を申し出れば新規の借り入れができなくなるのではないかと」と不安を訴える声も目立つ。



「年末に中小企業が資金繰りに困らないようお願ひしたい」。神奈川県松沢成文知事は27日、横浜銀行協会の小川是会長(横浜銀行頭取)に要望した。

新法成立に伴う相談の増加を見越し、横浜銀は

担当組織を新設 週末に相談窓口

29日から12月27日までの毎週日曜日、中小企業や住宅ローンの利用者から返済相談を受け付ける。住宅ローン向けは県内6カ所、中小企業向けは同4カ所を設ける。

千葉銀行や埼玉りそな銀行は頭取や社長をトップに据えた組織を新設。融資条件変更などの相談

金融円滑化法案

金融機関 対策急ぐ

中小新規借り入れに不安も

体制を強化する。しかし、新しい制度の細部はまだ金融機関に伝わっていないもよう。企業の設備投資意欲が落ち、銀行が追加融資している場合ではない」と一足り同公庫が資金繰りの困難な企業を支援する「セーフティネット貸付」の実績額は前年同期の6倍以上に膨らんだ。

大田区内のでも新法については「めば銀行のブラックリストに載るかもしれない」とに懸念をもち、大田区中小製造業の業界団体、大田工業連合会(会長は話す)の舟久保利明会長は「これで当面の生存は約東される。猶予を申し込小企業の資金繰りは厳し

中小企業金融円滑化法案は金融機関に対し、企業からの貸し付け条件の変更申し出にできるだけ応じるよう「努力義務」を課す。努力義務とはいえず、条件変更に応じた実績の開示が四半期に一度義務付けられる。金融機関が警戒感を募らせるのはこの点だ。

帝国データバンクが10月に実施した同法案に関する調査によると、法案成立の

「努力義務」…でも実績開示課す 募る警戒感

場合に返済猶予の申請を検討する中小企業は、東京・神奈川・埼玉・千葉の各都県では1割程度にとどまった。一方、山梨県では34%と高く、地域による差がある。

首都圏のある金融機関は「他の金融機関と件数だけ比較され、相談に応じていないように受け止められてしまつ可能性がある」と懸念を示す。



金融機関にとって、容易に条件変更に応じれば不良債権予備金を抱えかねない。

ある金融機関の幹部は「現在の中小企業の最大の悩みは受注減。因はこの問題を解消するような政策を打ち出すべきだ」と漏らす。



「コンサルティング会社さきさきFPオフィス(八王子市)が主催する貸し倒れ・連鎖倒産対策セミナーには多くの中小企業が参加し、取引先が倒産した場合に保険金が出る取引信用保険の加入企業も増加傾向にある。